

原議保存期間	5年(平成32年3月31日まで)
有効期間	一種(平成32年3月31日まで)

警視庁生活安全部長
各道府県警察本部長
殿
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局広域調整担当部長
各方面本部長

警察庁丁保発第190号
平成26年12月9日
警察庁生活安全局保安課長

初心者講習申込みの受理時における留意事項について(通達)

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。)第5条の3に規定する第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃(以下「猟銃等」という。)の所持の許可を受けようとする者を受講者とする講習会(以下「初心者講習」という。)の受講申込みの受理時の留意事項については、下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

初心者講習の受講を希望する者が、銃刀法第5条の4第1項ただし書に規定する者(以下「欠格者」という。)に該当する場合には、猟銃等の所持の許可を受けることができないが、銃刀法上は初心者講習の受講に当たって欠格者に該当するかどうかを確認することとはされていないので、初心者講習の受講希望者に対しては、受講申込書を直ちに交付するとともに、欠格者に該当するかどうかについての確認は、猟銃にあっては銃刀法第5条の4第1項の技能検定又は第9条の5第1項の射撃教習の申請、空気銃にあっては第4条第1項第1号の所持許可の申請があった時点で確実に行うこととされたい。

なお、初心者講習の受講希望者に対しては、欠格者に該当する場合には、初心者講習を受講しても猟銃等の所持の許可を受けることができない場合があることを説明することとされたい。